

第一号様式(1)

大量保有報告書 変更報告書 No. 2 (イ)
(法第27条の23第1項に基づく報告書) (法第27条の25第1項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長殿

氏名又は名称 喜多尾 将秋 印(ロ) 報告義務発生日 平成15年10月21日(ハ)

住所又は本店所在地 神奈川県横浜市青葉区あざみ野1-27-1 (ロ) 平成16年4月7日提出
(日本工業規格 A4 210×297ミリメートル)

第1 提出者に関する事項

1 発行会社(ニ)

発行会社 の 名 称	株式会社 自然堂	会社コード	2340	頁 / 総 頁	1 / 2
上 場 証 券 取 引 所	※ 1 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	※ 1 上場 ② 店頭		提出者及び 共同保有者の総数	3 名
本店所在地	東京都千代田区麹町四丁目4番地			提出形態(ホ)	※ ① 連名 2 その他

2 提出者(大量保有者)(ハ)

※ ① 個人
2 法人 (1 株式会社 2 有限会社 3 その他)

フリガナ(カタカナ) キタオ マサアキ
氏名又は名称 喜多尾 将秋

フリガナ(カタカナ)
住所又は本店所在地 〒225-0011 神奈川県横浜市青葉区あざみ野1-27-1

フリガナ(カタカナ)
旧氏名又は名称

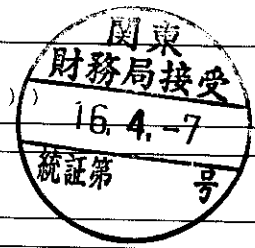
フリガナ(カタカナ)
旧住所又は本店所在地 〒160-0011 東京都新宿区若葉1-15 秀和四谷パークサイドレジデンス502

個 人	生年月日	26年 12月 22日	(フリガナ)	ジネンドウ
	※ 1 明治 ③昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称	株式会社 自然堂
法 人	設立年月日	年 月 日	(フリガナ)	代表者役職
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		代表者氏名	

人 事業内容

事務上の連絡先
及び担当者名 喜多尾 明美

電話番号 03 (5275) 0580



3 保有目的(ト)

第一号様式(1)

大量保有報告書 変更報告書 No. 2 (イ)
 (法第27条の23第1項に基づく報告書) (法第27条の25第1項に基づく報告書)

関東財務局長殿

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

氏名又は名称 喜多尾 将秋 印(ロ) 報告義務発生日 平成16年3月25日 (ハ)

住所又は本店所在地 神奈川県横浜市青葉区あざみ野1-27-1 (ロ) 平成 16年 4月 日 提出
 (日本工業規格 A4 210×297ミリメートル)

第1 提出者に関する事項

1 発行会社(ニ)

発行会社 の 名 称	株式会社 自然堂	会社コード	2340	頁 / 総 頁	2 / 2
上 場 場 所	※ 1 東京 2 大阪 3 名古屋	※ 1 上場	② 店頭	提出者及び 共同保有者の総数	3 名
証 券 取 引 所	4 福岡 5 札幌			提出形態(ホ)	※ ① 連 名 2 その他
本 店 所 在 地	東京都千代田区麹町四丁目4番地				

2 提出者(大量保有者)(ハ)

※ ① 個人 2 法人 (1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())					
フリガナ(カタカナ) 氏名又は名称		キタオ アキミ 喜多尾 明美			
フリガナ(カタカナ) 住所又は本店所在地		〒225-0011 神奈川県横浜市青葉区あざみ野1-27-1			
フリガナ(カタカナ) 旧氏名又は名称					
フリガナ(カタカナ) 旧住所又は本店所在地		〒160-0011 東京都新宿区若葉1-15 秀和四谷パークサイドレジデンス502			
個 人	生年月日	29年 6月 7日	(フリガナ)	ジネンドウ	
	※ 1 明治 ③ 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称	株式会社 自然堂	
法 人	職 業		勤務先住所		
	設立年月日	年 月 日	(フリガナ)	代表者役職	
人	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		代表者氏名		
	事 業 内 容				
事務上の連絡先 及び担当者名					
			電話番号	03 (5275) 0580	


3 保有目的(ト)

--	--	--	--	--	--

委任状

平成16年3月25日

住所又は
本店所在地 神奈川県横浜市青葉区あざみ野
1-27-1

氏名又は
名 称 喜多尾 明美 

私は、下記の者を代理人に定め、証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する一切の権限を委任する。

記

1. 代理人の住所又は
本店所在地 神奈川県横浜市青葉区あざみ野1-27-1
2. 代理人の氏名又は
名 称 喜多尾 将秋

以上

(注) 特例対象者でない場合には、届出書に係る部分を削除すること。